ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
栃木労働局　Press Release

報道関係者　各位

令和３年 11 月 10 日
【照会先】
栃木労働局 労働基準部 健康安全課
課　　長　井 口　惠 貴
安全専門官　斎 藤　敏 男
（電話）０２８－６３４－９１１７

栃木県内の死亡労働災害の多発（前年同期比 88%増）を受け
栃木労働局長が緊急メッセージを発信

栃木労働局（局長 藤浪竜哉）は、死亡労働災害の多発を受け、続・「Ａない声かけ３か月運動」（実施期間：10 月 1 日～12 月 31 日）を広く周知するとともに、死亡労働災害の撲滅と労働災害防止対策の徹底を強く呼びかけます。

【労働災害の発生状況等】

10 月末現在での死亡労働災害による被災者数は、15 人と昨年１年間に発生した９人を大きく上回っており、このうちの３人が 10 月に入ってから発生しています。

また、令和３年９月末現在、栃木県内の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、1,566 人と昨年同時期よりも 324 人上回り、増加率 26.1%と過去例のないハイペースで増加しており、24 年ぶりに平成９年の 2,536 人に迫る勢いにあります。

【死亡労働災害の特徴】

１　「墜落、転落」災害が過去５年間で最多
２　建設業における災害が過去５年間で最多
３　道路貨物運送業における災害が過去４年間で最多

「墜落災害」「はさまれ災害」「土砂崩壊」等の在来型の災害（これまで繰り返し発生した死亡労働災害と同様の災害）が 15 件中 11 件であり、手すりや安全カバーの設置などの基本的な安全対策を講じていれば防げたものがほとんどを占めています。

【メッセージのポイント】

◆死亡労働災害はあってはならない、起こしてはならないものであること

１　経営トップ自ら無災害への強い決意を従業員に示し、災害防止の徹底を図ること。
２　作業前の点検、５S 活動、危険予知活動などの基本的な安全活動の強化を図ること。
３　同じ場所で働く皆がお互い声をかけ合って安全行動を実践すること。

【栃木労働局としての今後の取組み】

1　続・「Ａない声かけ３か月運動」の周知展開［令和３年10月１日~令和３年12月31日］
2　年末年始無災害運動の周知展開［令和３年12月１日~令和４年１月31日］
3　各労働基準監督署管内での安全パトロール等

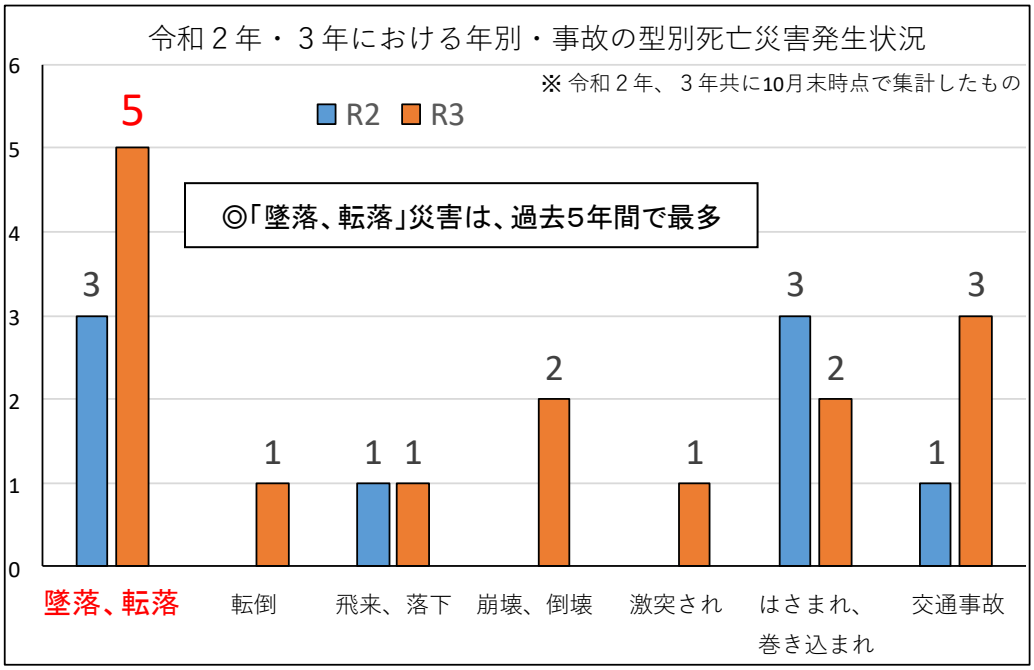

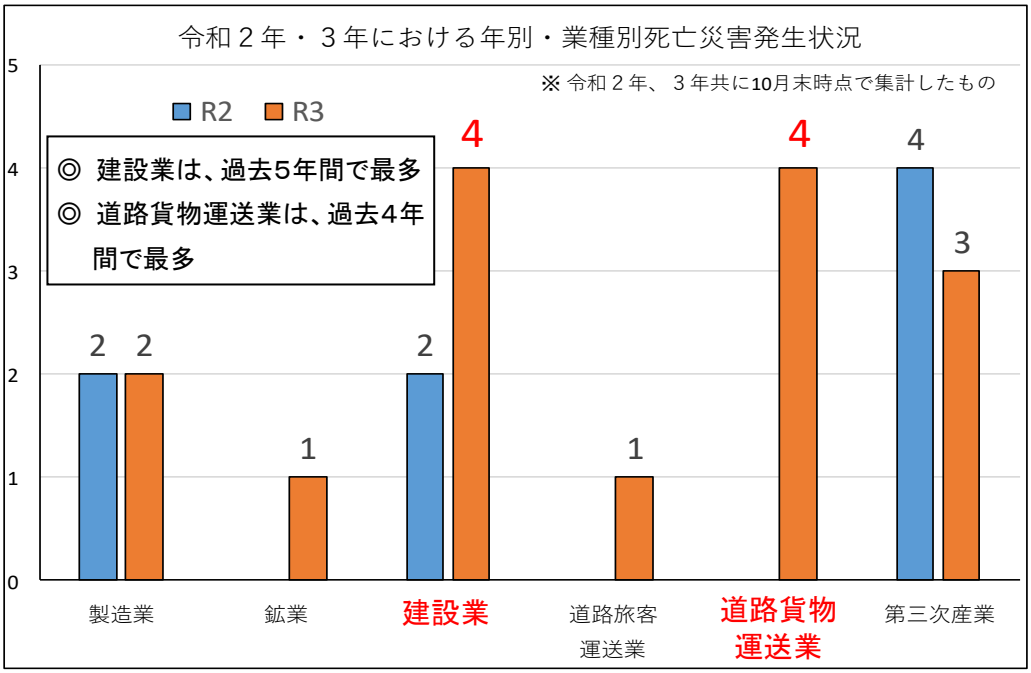

【添付資料】
・栃木労働局長緊急メッセージ
・署別業種別労働災害発生状況（令和３年９月末現在）
・「死亡労働災害防止に向けた緊急要請について」(令和３年８月２３日付け要請文)
・続・「Ａない声かけ３か月運動」実施要綱

死亡労働災害の多発による

栃木労働局長緊急メッセージ

～　産業現場で働く皆さまへ　～

今年の栃木県下における休業４日以上の死傷者数は、９月末日現在で、1,566 名で、昨年同時期と比較し 324 名の大幅な増加となっており、依然として増加傾向が続いています。一方、死亡者数は、10 月末現在での速報値で 15 名にのぼり、特に、10 月に入ってから、３名もの尊い生命が失われ、既に、昨年一年間の被災者数を６名上回る、誠に由々しき事態となっています。

もとより死亡労働災害などの重篤な災害は、決してあってはならない、発生させてはならないものです。

しかしながら、今年の死亡災害の内容をみますと、依然として高所からの「墜落、転落」災害、機械・装置等による「はさまれ、巻き込まれ」災害、地山の「崩壊」災害など、これまでも発生した災害と同じような災害が大半を占めており、基本的な安全対策を講じていれば発生しなかったと思われる災害、起こるべくして起きた災害がほとんどであることは残念でなりません。

こうした中、栃木労働局では、死亡災害はもちろんのこと、これ以上死傷災害を発生させないとの強い決意のもと、10 月１日から 12 月 31 日までの間、“あわてず　あせらず　あなどらず”をキャッチフレーズとした「Ａない声かけ３か月運動」を全県下で展開中です。

事業者におかれましては、栃木県内の労働災害が多発傾向にあることを踏まえ、経営トップ自ら「労働災害は絶対に起こさない」という強い決意を従業員に示すとともに、リーダーシップを発揮し、作業前の点検、安全な作業手順の遵守、５Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃・躾（しつけ））活動、危険予知活動、指差呼称などの基本的な安全活動や巡視活動の強化、産業現場で働くみんなが声をかけあうことによる安全行動の実践など、災害防止対策の徹底を図っていただくよう心よりお願い申し上げます。

令和３年１１月１０日

栃木労働局長　藤浪　竜哉

令和3年　監督署別･業種別 労働災害発生状況

令和3年9月末現在　　栃木労働局

区分	栃木労働局					宇都宮			足利			栃木			鹿沼			大田原			日光			真岡		
	令和2年	令和3年	増減数	増減率	比率	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数	令和2年	令和3年	増減数
全産業計	8	12	4			4	4	±0				2	6	4					2	2				2		-2
	1,242	1,566	324	26.1	100.0	372	461	89	101	134	33	349	419	70	80	144	64	177	200	23	61	75	14	102	133	31
製造業計	2	1	-1			1		-1					1	1										1		-1
	333	436	103	30.9	27.8	68	129	61	38	45	7	117	113	-4	30	27	-3	36	54	18	13	21	8	31	47	16
食料品	85	99	14	16.5	6.3	15	30	15	11	8	-3	28	38	10	8	3	-5	3	8	5	6	4	-2	14	8	-6
繊維工業	5	11	6	120.0	0.7					5	5	3	1	-2		1	1	2	4	2						
木材・木製品 家具・装備品	29	21	-8	-27.6	1.3	4	1	-3	2		-2	10	2	-8	8	6	-2	2	8	6	1	2	1	2	2	±0
化学工業	1		-1			1		-1																		
	32	43	11	34.4	2.7	2	7	5	3	6	3	13	12	-1	1	2	1	8	4	-4	1	2	1	4	10	6
窯業土石製品	1		-1																					1		-1
	13	27	14	107.7	1.7	2	11	9				8	6	-2	1		-1		4	4		3	3	2	3	1
金属製品		1	1										1	1												
	59	115	56	94.9	7.3	12	50	38	7	12	5	20	18	-2	6	8	2	6	13	7	2	5	3	6	9	3
一般機械器具	21	18	-3	-14.3	1.1	4	7	3	2	1	-1	5	6	1	2	1	-1	7	2	-5				1	1	±0
電気機械器具	13	15	2	15.4	1.0	2	5	3	2	1	-1	5	1	-4		3	3	2	3	1	2	2	±0			
輸送用機械等	33	25	-8	-24.2	1.6	11	2	-9	4	3	-1	12	11	-1	2		-2	3	2	-1		1	1	1	6	5
上記以外の製造業	43	62	19	44.2	4.0	16	16	±0	7	9	2	13	18	5	2	3	1	3	6	3	1	2	1	1	8	7
土石採取業・鉱業	5	5	±0	±0.0	0.3	1		-1				3	4	1		1	1	1		-1						
建設業計	2	4	2									1	2	1					2	2				1		-1
	117	156	39	33.3	10.0	33	51	18	7	6	-1	27	47	20	9	13	4	24	27	3	7	6	-1	10	6	-4
土木工事業		2	2																2	2						
	24	47	23	95.8	3.0	3	21	18	1	1	±0	7	5	-2	2	2	±0	6	12	6	3	2	-1	2	4	2
建築工事業		1	1										1	1												
	66	75	9	13.6	4.8	27	27	±0	3	2	-1	10	23	13	5	6	1	12	13	1	3	2	-1	6	2	-4
(うち 木造家屋工事業)	17	16	-1	-5.9	1.0	5	4	-1	3		-3	2	4	2	1		-1	5	6	1		2	2	1		-1
その他の建設業	2	1	-1									1	1	±0										1		-1
	27	34	7	25.9	2.2	3	3	±0	3	3	±0	10	19	9	2	5	3	6	2	-4	1	2	1	2		-2
鉄道･道路旅客運送業		1	1				1	1					1	1		1	1	1		-1					1	1
	8	7	-1	-12.5	0.4	7	4	-3																		
道路貨物 運送業 陸上貨物 取扱業		3	3				1	1					2	2												
	152	189	37	24.3	12.1	37	55	18	8	8	±0	55	59	4	17	19	2	14	16	2	3	5	2	18	27	9
林業	12	10	-2	-16.7	0.6	3	1	-2		1	1	3		-3	3	3	±0	2	2	±0		2	2	1	1	±0
農･畜・水産業	26	42	16	61.5	2.7	6	4	-2		4	4	6	5	-1	1	3	2	6	14	8	2	2	±0	5	10	5
第三次産業 計	4	3	-1			3	2	-1				1	1	±0												
	589	721	132	22.4	46.0	217	217	±0	48	70	22	138	190	52	20	77	57	93	87	-6	36	39	3	37	41	4
小売業	2		-2			1		-1				1		-1												
	161	147	-14	-8.7	9.4	75	48	-27	10	10	±0	34	41	7	1	8	7	26	19	-7	5	12	7	10	9	-1
社会福祉施設	95	137	42	44.2	8.7	26	28	2	22	34	12	16	45	29	8	8	±0	14	5	-9	6	5	-1	3	12	9
飲食店		1	1				1	1																		
	35	50	15	42.9	3.2	14	29	15		4	4	6	9	3	2	3	1	6	4	-2	3	1	-2	4		-4

上段 ： 速報による死亡災害で内数

下段 ： 労働者死傷病報告による休業4日以上の災害

㊟

栃労発基 0823 第５号
令和３年８月 23 日

別記の関係団体の長　殿

栃木労働局長

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県内の令和３年７月末現在における休業４日以上の死傷者数は 1,149 人であり、前年同期と比較し 233 人 25.4％の大幅な増加となっております。また、８月 10 日現在の速報値において、死亡者数が過去５年間で最多の 10 人となり、既に昨年１年間で発生した９人を超える極めて由々しき事態となっております。

本来、死亡災害はあってはならないものであり、事業場にとっては貴重な人材と社会的信用を失うとともに、企業経営の基盤をも揺るがしかねないものです。

このように多発する死亡労働災害の背景には、産業活動を優先し、安全対策や安全教育の形式化など安全軽視による安全衛生管理機能の低下、労働者の労働災害防止に対する不十分な知識､安全意識の低下等があるのではないかと懸念されるところであります。

栃木労働局としては、このような状況を重く捉え、これ以上尊い生命が労働災害によって失われることのないよう栃木県内すべての事業場に対し、感染拡大傾向にある新型コロナウイルス感染症対策ほか下記の災害防止対策の徹底を呼び掛けることとしております。

そこで、貴団体におかれましても、会員事業場への周知並びに自主的かつ効果的な安全衛生活動の実施について、特段の配慮をいただきたく要請いたします。

記

１　安全衛生管理の強化

（１）経営トップが自ら安全に関する基本方針を明確に示すとともに､自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となって計画的に安全衛生管理のための活動に取り組むこと。

（２）経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生スタッフに対する能力向上教育を含む安全衛生教育の実施等により安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置するなど、計画的に安全衛生管理機能の維持・強化を図ること。

２　重点対策事項

本年に発生した死亡労働災害は墜落・転落及び交通事故の割合が高くなっていることから、特に、最重点対策として「墜落・転落災害防止対策の徹底」及び「交通労働災害防止対策の徹底」を図るとともに、以下の対策を講ずること。

（１）墜落・転落災害防止対策の徹底

ア 高所作業における災害防止対策

高所作業における作業床（ 機械設備の上面含む)、工場屋根、足場等からの墜落・転落災害を防止するため、法令に基づいた安全な足場の設置及び防網の設置、墜落制止用器具の使用等により墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

また、ハシゴ、脚立等の昇降設備についても適正な使用方法及び損傷等の有無の点検等を実施すること。

イ 陸上貨物運送事業における災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策を徹底すること。

また、荷主等の事業者及び陸運事業者との合同安全衛生協議会組織を設置し、労働災害防止のための協議や荷役作業場の巡視等を定期的に実施すること。

（２）交通労働災害防止対策の徹底

交通労働災害は、業務の遂行と密接な関係の中で発生するものであり、単に自動車等の運転を行う労働者に対し交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

（３）リスクアセスメント等の実施

リスクアセスメント等の実施により危険・有害な状態の見える化及び求められるリスク低減・排除対策の具体化を進め、事業場が一丸となって組織的かつ継続的に安全衛生活動を推進することで事業場の安全衛生水準の向上を図ること。

（４）機械設備等の安全確保の徹底

事業場内の機械設備等について、リスクアセスメント等を実施することにより、その危険・有害性の再検討を行い、必要に応じ重点的な整備、改善等を実施すること。

（５）安全な作業方法による作業の徹底

定常作業及び非定常作業について、安全な作業標準等の作成及び見直しを図るとともに、安全点検のための巡視及び強化を図り、安全管理の形式化・マンネリ化を防止することで安全な作業方法による作業の徹底を図ること。

（６）安全衛生教育等の充実

第一線の現場では、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下する恐れがあるため、管理監督者、危険有害業務従事者及び一般の作業者等に対して、その職制に応じた安全衛生教育、職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、比較的経験の浅い労働者及び高年齢労働者が被災する事案が増加傾向にあることから、雇入れ時及び非定常作業時における教育の充実ほか、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境の改善、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握による労働者の経験や特性に応じた措置又は対応を図ること。

別記の関係団体

労働災害防止団体

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会
各地区労働基準協会
建設業労働災害防止協会　栃木県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会　栃木県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会　栃木県支部

安全衛生団体

一般社団法人日本安全衛生コンサルタント会 栃木支部
一般社団法人日本ボイラ協会　栃木県支部
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会　栃木事務所
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会　栃木県支部
公益社団法人日本作業環境測定協会　北関東支部　栃木分会

事業者団体

一般社団法人栃木県経営者協会
一般社団法人栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会
栃木県中小企業団体中央会
栃木県社会福祉法人経営者協議会
公益財団法人介護労働安定センター栃木支所
栃木県社会保険労務士会

労働組合

日本労働組合総連合会　栃木県連合会

続・「Aない声かけ3か月運動」

令和３年10月1日～12月31日

厚生労働省　栃木労働局

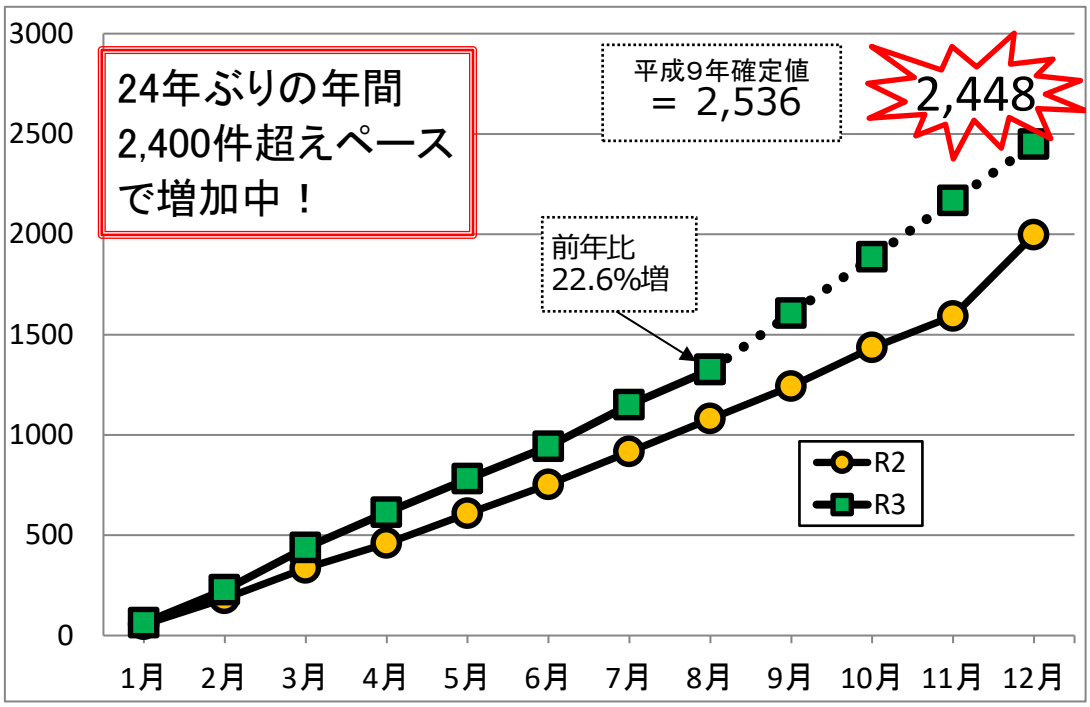

栃木県における労働災害が**急増**しています。

このうち、不安全行動による**行動災害**が多数を占めています。

作業を行うときは、「**あわてず**」「**あせらず**」「**あなどらず**」に注意して、

お互いに**声をかけあって**労働災害による犠牲者をなくしましょう。

≪行動災害による災害事例≫

1	コンベアから製品が落ちそうだったので、あわてて走り出したところ、濡れた床で足を滑らせ転倒した。
2	社会福祉施設で、立ち上がった利用者がふらついたため、あわてて抱きかかえようとしたが、利用者と共に転倒した。
3	接客対応時に、客から言われたことを急いで他のスタッフに伝えるため、廊下を走ったところ、滑って転倒した。
4	機械設備の自動運転中、機械が停止したので、急いで加工品を取り出そうとしたところ、機械が動き出し、左示指を挟まれた。
5	作業台とコンベアの隙間を通ったところ、電源コードに足を引っ掛けて転倒した。
6	トラック荷台から降りようとして、飛び降りたところ、踵を地面に打ちつけた。

１　趣旨

栃木県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数は、平成30年から３年連続で増加し誠に由々しき事態となっていたことから、何としても労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、各労働災害防止団体、関係団体に働きかけを行い、行政及び関係団体が一丸となり、本年５月 24 日から８月 31 日までの 100 日間を「Ａない声かけ運動」と銘打って、災害撲滅のための運動を広く展開してきたところです。

しかしながら、運動開始時の増加率が 33.6%から８月末で 22.6%と 11 ポイント減少するなど一定の成果を上げることはできたものの、未だ満足のいく結果とは程遠いものとなっています。

そこで、更に増加率を減少させるため、今年の残り３か月を、続・「Ａない声かけ３か月運動」として、改めて、「Ａない声かけ運動」を展開することとしました。

「Aない声かけ運動」とは・・・

労働災害に結び付く「あわてる」「あせる」「あなどる」の「あぶない行動」のキーワードの頭文字“あ（A）”を取った行動を「しない・させない」ために、同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合い、安全な作業行動の定着化を図り、労働災害を防止するものです。

２　実施期間

令和３年１０月１日から令和３年１２月３１日まで

３　キャッチフレーズ

“あわてず　あせらず　あなどらず”

４　災害防止の重点事項

（１）死亡労働災害及び身体に障害が生ずる重篤な災害の撲滅
（２）職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止
（３）高年齢労働者による災害の撲滅
（４）「荷役」災害の撲滅
（５）「転倒」災害の撲滅
（６）「動作の反動・無理な動作」災害の撲滅
（７）機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
（８）「墜落・転落」災害の撲滅

５　無災害ポスターの掲示（ホームページからダウンロードできます。）

事業場は、別添の「無災害ポスター」を目立つ箇所に掲示することにより、運動期間中、労働災害ゼロに向けた自主的安全衛生活動のモチベーションの維持向上を図ること。

本ポスターは、日ごとに塗りつぶすことのできるポスターとなっているので、原則として以下の要領で塗りつぶすなどにより活用すること。

無災害の日…**緑**　　不休災害が発生した日…**黄**　　休業災害が発生した日…**赤**

※ その他、必要に応じて「重点チェック事項」「具体的な声かけ実践・活用事例」等（これまでの100日運動展開時にお示ししたもの）をご参照ください。

＜栃木労働局ホームページ⇒パンフレット・リーフレット⇒安全衛生関係＞

「Aない声かけ3か月運動」実施中！

A W A T E Z U　　A S E R A Z U　　A N A D O R A Z U

令和3年10月1日～12月31日

“あわてず　あせらず　あなどらず”

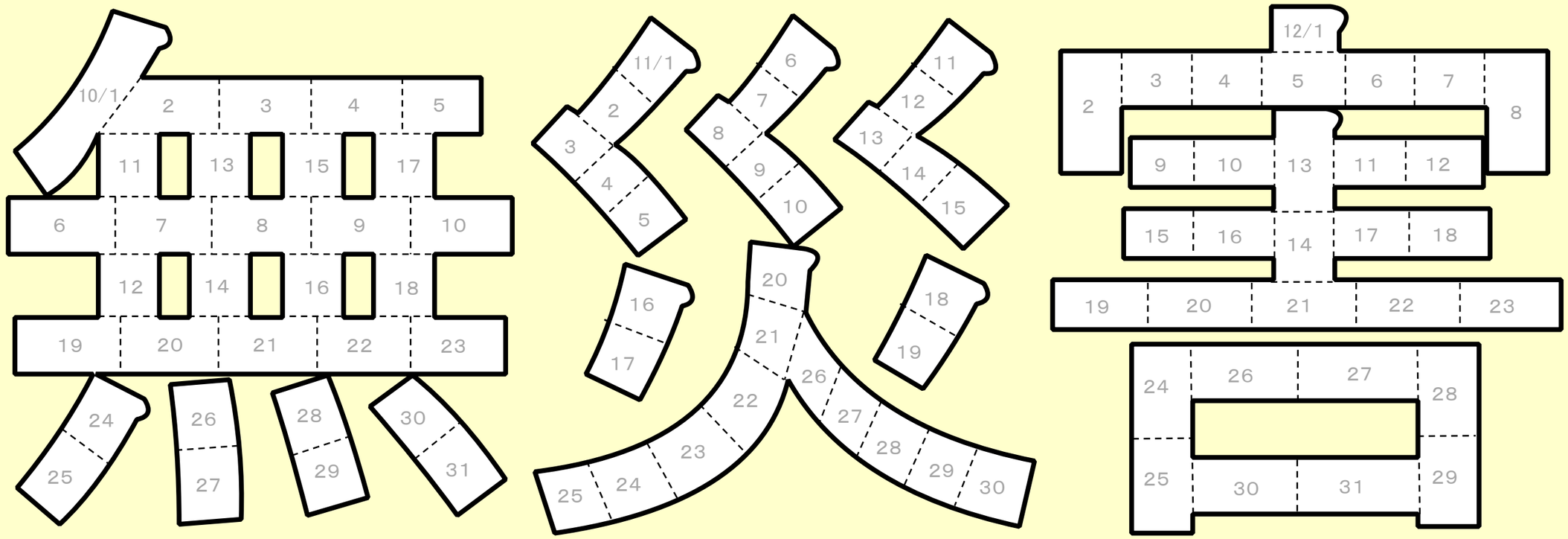

～リスクゼロを目指して～

声をかけ合い無災害を達成しよう

栃木労働局・労働基準監督署

3か月運動

100 日運動
(5/24～8/31)